



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ セ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 塚 英 樹
(J A S D A Q ・ コー ド 6 3 3 7)
問 い 合 せ 先 取 締 役 経 理 部 長 矢 崎 七 三
T E L 0 4 2 - 5 6 6 - 1 1 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 38 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成 18 年 6 月 29 日

2. 変更の理由

- (1) 公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更するものであります。(変更案第 5 条)
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - ① 当社の設置する機関を明確にするため、変更案第 4 条(機関)を新設するものであります。
 - ② 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第 10 条(単元未満株主の権利)を新設するものであります。
 - ③ 株主総会参考資料等の一部を、インターネットを利用する方法で開示するため、変更案第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ④ 取締役会を機動的に運営するため、書面または電磁的方法による決議を行うことができるよう、変更案第 27 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
 - ⑤ 社外監査役が期待される職務をより適切に行えるよう、変更案第 38 条(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。
 - ⑥ 現行定款第 16 条(議事録)、第 25 条(取締役会の議事録)、第 34 条(監査役会の議事録)は、法令で定められた事項を確認的に記載する規定であるため、削除するものであります。
 - ⑦ 上記のほか、会社法に基づく条文の新設、変更、削除など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

3. 変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を表示しております)

現行	変更案
<p data-bbox="247 201 441 253">第1章 総 則 (新 設)</p> <p data-bbox="150 323 288 347"><u>(公告の方法)</u></p> <p data-bbox="140 354 549 407">第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に</u> <u>掲載する。</u></p> <p data-bbox="247 509 441 533">第2章 株 式</p> <p data-bbox="150 540 374 564"><u>(発行する株式の総数)</u></p> <p data-bbox="140 571 535 624">第5条 当社の発行する株式の総数は、 20,000,000株とする。</p> <p data-bbox="303 631 385 655">(新 設)</p> <p data-bbox="150 725 340 749"><u>(自己株式の買受け)</u></p> <p data-bbox="140 756 549 841">第6条 当社は、取締役会の決議によ り、自己株式を<u>買受け</u>ることがで きる。</p> <p data-bbox="150 879 549 932"><u>(1単元の株式の数および単元未満株券の</u> <u>不発行)</u></p> <p data-bbox="140 939 549 995">第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100 株とする。</p> <p data-bbox="188 1002 549 1055">2. 当社は、<u>1単元未満の株式につ</u> <u>いて株券を発行しない。</u></p>	<p data-bbox="676 201 870 225">第1章 総 則</p> <p data-bbox="580 232 661 256"><u>(機 関)</u></p> <p data-bbox="570 263 980 316">第4条 当社は、取締役会、監査役、監 査役会および会計監査人を置く。</p> <p data-bbox="580 323 710 347"><u>(公告の方法)</u></p> <p data-bbox="570 354 980 501">第5条 当社の公告は、<u>電子公告により</u> <u>行う。ただし、事故その他やむを</u> <u>得ない事由によって電子公告をす</u> <u>ることができない場合は、日本経</u> <u>済新聞に掲載する。</u></p> <p data-bbox="676 509 870 533">第2章 株 式</p> <p data-bbox="580 540 777 564"><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p data-bbox="570 571 964 624">第6条 当社の発行可能株式総数は、 20,000,000株とする。</p> <p data-bbox="580 631 710 655"><u>(株券の発行)</u></p> <p data-bbox="570 662 980 715">第7条 当社は、株式に係る株券を発行 する。</p> <p data-bbox="580 725 748 749"><u>(自己株式の取得)</u></p> <p data-bbox="570 756 980 869">第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の</u> <u>規定により、取締役会の決議によ</u> <u>り自己株式を<u>取得</u>することができ</u> <u>る。</u></p> <p data-bbox="580 879 980 932"><u>(単元株式数および単元未満株券の不発</u> <u>行)</u></p> <p data-bbox="570 939 980 995">第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とす る。</p> <p data-bbox="613 1002 980 1086">2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわ</u> <u>らず、単元未満の株式について株</u> <u>券を発行しない。</u></p>

現行	変更案
<p>(新 設)</p> <p><u>(端株原簿への不記載)</u></p> <p>第8条 当社は、1株未満の端数についてはこれを端株として端株原簿に記載しない。</p> <p><u>(株式取扱規程)</u></p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿および株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p>	<p><u>(単元未満株主の権利)</u></p> <p>第10条 当社の単元未満株主（実質株主を含む、以下同じ。）は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権を受ける権利</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(株式取扱規程)</u></p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

現行	変更案
<p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む、以下同じ）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主名簿および株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第11条</u> 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む、以下同じ）をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. <u>前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第12条</u> (条文省略) (新設)</p>	<p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む、以下同じ。）<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを扱わない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第13条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第14条</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。</p>

現行	変更案
<p>(招集者および議長) 第13条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>(招集者および議長) 第15条 (現行どおり) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2. 商法第343条の定めによる決議および商法其他法令において同条の決議方法が準用される決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを</u>行う。</p>	<p>(決議方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって</u>行う。</p>
<p>(議決権の代理行使) 第15条 (条文省略)</p>	<p>(議決権の代理行使) 第18条 (現行どおり)</p>

現行	変更案
<p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 (条文省略) (取締役の選任)</p> <p>第18条 <u>当会社の取締役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>当会社の取締役の選任については、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 <u>当会社は、取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役を選任する。</u></p> <p>2. <u>当会社は、取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>取締役社長は、当会社を代表する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行どおり) (取締役の選任)</p> <p>第20条 <u>取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現行	変更案
<p>(相談役および顧問)</p> <p>第21条 (条文省略) (取締役会の招集者および議長)</p> <p>第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 (条文省略) (取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 (条文省略) (取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第27条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを決定する。</p>	<p>(相談役および顧問)</p> <p>第23条 (現行どおり) (取締役会の招集者および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 (現行どおり) (取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第27条 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案議案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は株主総会の決議によってこれを定める。</p>

現行	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第28条 (条文省略) (監査役の選任)</p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (条文省略) (常勤監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役は、その互選により、常勤監査役を選任する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 (条文省略) (監査役会の決議方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを決する。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第30条 (現行どおり) (監査役の選任)</p> <p>第31条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (現行どおり) (常勤監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役は、その決議によって、常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 (現行どおり) (監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>行う。</u> (削除)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>

現行	変更案
<p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第36条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを決定する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>(営業年度)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>第37条 当会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの<u>年1期</u>とする。</p>	<p>第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p>
<p>(利益配当金)</p>	<p>(剰余金の配当)</p>
<p>第38条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。</p>	<p>第40条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当を行うことができる。</u></p>

現行	変更案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u>（以下、<u>中間配当</u>という。）を行うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第40条</u> <u>利益配当金および中間配当金</u>が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>2. <u>未払の利益配当金および中間配当金</u>には、利息を付けない。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(配当の除斥期間等)</p> <p><u>第41条</u> <u>配当財産が金銭である場合は</u>、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>2. <u>未払の金銭による配当</u>には、利息を付けない。</p>